

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

平成30年12月7日（金）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第128号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」

（当委員会所管部分：福祉部）

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時2分）

（説明員交代）

再 開（午前9時3分）

	<p>○議案第132号「所沢市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」</p> <p>○議案第134号「所沢市立東所沢保育園園舎の処分について」</p>
植竹委員長	<p>議案第132号及び議案第134号については、一括議題としてよろしいか。</p> <p>(委員了承)</p> <p>【補足説明】 な し</p> <p>【質 疑】</p>
平井委員	<p>保育園の売却については、以前の指定管理者制度になる前にそのような話があったと思うが、その時はどういう形で指定管理者に移ったのか、その経過を伺いたい。</p>
小山保育幼稚園課長	<p>東所沢保育園については、平成16年5月に開園しました。その時は業務委託ということで事業を始めさせていただきました。その後平成18年度に指定管理者制度に移行し、それ以降指定管理者制度で管理委託をしています。</p>
平井委員	<p>その時に売却の話はなかったという理解でよいか。</p>
小山保育幼稚園課長	<p>平成18年の時点では売却の議論はありませんでした。</p>

平井委員

その後5年、5年、3年と時間を経て指定管理者制度を継続してきたが、5年後ごとに売却することについては全く議論がなく、今日に至るということでよいか。

小山保育幼稚園課長

指定管理者制度に移行して以降の指定管理の期間は、平成18年から3年間、平成21年から3年間、平成24年から5年間。現在、平成29年からの3年間になっています。

その間に園舎の処分について検討した時期がありまして、平成20年度から21年度にかけて検討を行いましたが、昨日の部長答弁にもありましたとおり、10年間のリース期間の最中ということがありましたので、その時点では売却の判断には至らず、今日に至ったものです。

平井委員

今回の売却ということで、東所沢の社会福祉法人向日葵会を売却先とした最大の理由は何か。

小山保育幼稚園課長

まず、現在の委託法人向日葵会につきましては、平成16年より同園を運営してきた実績がありまして、モニタリングや保護者アンケートでも高い評価を得ているところです。

今回、向日葵会を売却先とした理由については、同じ環境で保育を受ける権利を踏まえたと、現在の指定管理者であれば、時間をかけずに、

民設民営化に移行できるということがありましたので、まずは向日葵会と優先的に交渉するという事で選定手続きに入ったものです。

大館委員 土地が年間400万円ということだが、広さは何㎡か。

小山保育幼稚園課長 敷地面積につきましては、2,174.93㎡です。

大館委員 金額はどういう方法で算出しているのか。

小山保育幼稚園課長 土地を貸し付ける場合には、普通財産貸付基準がありまして、固定資産税課税標準額に基づき算定をすることが、この基準の中で決まっています。その基準に従い算定した金額が、年額でおよそ400万円となっています。

中村委員 通常の公共的な用に供していないような土地の場合は、普通財産貸付基準に基づくと400万円ではなく、いくらになるのか。

小山保育幼稚園課長 普通財産貸付基準による貸付料率については、営利用の場合は6%となっておりまして、今回は非営利用公益事業等ということで3%の料率になっていますので、営利用の場合の金額は計算していませんが、3%と

6%ということですので、単純に800万程度になると予想できます。

中村委員

ここで、公設民営という形式を所沢市としてはやらないという方向性を出したのか。今後についてはどうか。

小山保育幼稚園課長

公設民営につきましては、今後、仮に新設をする場合にも、その方向性は今のところは考えないということになると思います。

中村委員

本来は土地の処分まで含めて考えてもよかったが、園舎だけの処分になったのはどのような理由か。

小山保育幼稚園課長

今回土地を売却せずに、建物だけの売却とした理由ですけれども、昨日の議案質疑でもありましたけれども、公設民営の保育園を民設民営の保育園に変更するのは本市でも初めての事例で、同地において保育園が継続することを重視していますことから、土地を売却とした場合、所有権が相手側に移るということがありますので、転売等の可能性がないとは言えないため、当分の間は、土地は売却しないことが適当と判断したことと、今回の相手方の財務状況を考慮したということがあります。

赤川委員

平成16年に建築したときの園舎の建築コストはいくらか。

小山保育幼稚園課長	10年間のリース契約の総額は2億3,100万円となっています。
赤川委員	建築時の総工費はいくらか。
小山保育幼稚園課長	リース契約ですので、利息分は上乗せされて総額2億3,100万円となっていますので、建物本体の価格は当時建てた時点でいくらだったかは、把握していません。
赤川委員	借地ということで借地権の設定をすると思うが、どれぐらいの年数を想定しているのか。
小山保育幼稚園課長	現在予定しています借地権の設定については、20年を予定しています。
赤川委員	その20年の根拠はどういうことか。
小山保育幼稚園課長	今回の土地の契約については、事業用定期借地権を設定するという契約を予定してまして、事業用定期借地権を設定する場合、10年から30年の期間の契約と、30年を超える期間の契約とは少し取り扱いの内容が異なってくる部分がありますが、まず、基本は10年から30年

というのがありまして、その中で事業者と契約期間について協議をした結果20年ということで、協議が整ったことから、20年の設定としたものです。

赤川委員

公設民営が今回これでなくなるということだが、先ほど今後は検討しないという話があったが、実際に公設民営を行ってどうだったのか、その辺の総括をしたのか。

小山保育幼稚園
課長

公設民営の一番大きな利点としましては、市が施設を用意することで、事業者が参入しやすくなりまして、市の保育方針に沿いながら民間事業者のノウハウを活用し、柔軟な対応ができる場所だったと思います。昨日の議案質疑でも答弁がありましたが、平成16年当時の緊急課題として、保育園を整備しなければいけないという中で、市が施設を用意しまして、参入しやすかったという意味では緊急的な保育所整備については効果があったと考えています。

赤川委員

検討しないということは、今の保育事情は緊急性がないということでよいか。今後検討しないという根拠について伺いたい。

小山保育幼稚園
課長

平成16年当時は、議案質疑での答弁のとおり、国でも公設民営を推進するような方針を出していましたが、その後所沢市では民設民

営、民間園で保育所を整備するというのをこれまでも続けてきていまして、そちらが主流になっていますし、民設民営で整備することで、十分必要な保育需要に対応してきた実績もありますので、今後公設民営については選択していかないということになるろうかと思えます。

本田こども未来部長

今申し上げましたとおりさまざまな民間のノウハウとか民間の建設が進んできたというものがあるのですが、今回は財源的なものも大きな理由だったということもあると思えます。今後につきましても、公設民営については財源的にも、民設民営よりもなかなか難しいというところがあると思えます。

中村委員

結局、公設民営は、民設民営に比べて三身一体改革以降は損であり、当時は公設民営でも三身一体の改革の前は国庫補助金があり、市としてはやりやすかったわけである。三身一体改革後は民設にしたほうが、施設整備しやすくなって運営費に関して国庫補助金がないから公設民営とか公設公営って考えが少なくなったということである。今の制度が続く実情があるならば、公設民営という手段をとるスタンスは市としては考えづらいってことだと思うが、制度を変えればまた方針も変わるということではどうか。

本田こども未来部長

端的にいうとそういうことになると思えます。公設民営は、当時は効

来部長 果があったと考えていますので、今後は財源等の見直しがあれば、決して全くやらないという方向ではないですが、現状では考えにくいということですので。

中村委員 逆を言えば、保育需要が対応するために公設民営で苦肉の手段で損していた部分もあったが、市はやってきたということによいか。

本田こども未
来部長 当時は保育需要が拡大していたということもありまして、そういったことも含めて市の全体的な児童福祉の観点からそうした選択をしたと考えています。

中村委員 借地権設定は、転売はされないかもしれないが、事業用途が変えられてしまう可能性はある。基本的に借地権設定は、持っている人がどう使うかは、持っている人の裁量の部分が大きくなるので、今回の土地を売却しなかったという理由にはならないのではないかと。

小山保育幼稚
園課長 事業用定期借地権付きの契約は、借主の権利は相当に制限がされるものになっていますので、使用上の制限なども付した形で契約を予定しています。

中村委員 借主は保育園しかできないような約款になるのか。

小山保育幼稚園課長 指定用途の変更等行う場合には、書面をもって市に申請して、その承諾を受けなければならないという契約になっていますので、そういった形での制約をする契約になっています。

中村委員 法人の財務状況はあると思うが、最終的には土地を取得していただく方向で考えるのか。

小山保育幼稚園課長 条件が差し支えないというような状況が整いましたら、土地の売却を検討していくということになると思いますが、近隣の住民の方々への説明など丁寧にしながら進めていかないといけないと認識しています。

赤川委員 20年の契約をして、10年後に事業者が保育園をやめて違う事業を行いたい場合には、市としてそれを認める可能性があるのか。

小山保育幼稚園課長 そういった内容の申請があった場合には協議の可能性はあるということになります。

赤川委員 保育園の目的で20年間の借地契約を結ぶと思うが、その後に関しては自由を認める可能性はあるのか。

小山保育幼稚園課長 基本的には保育園を継続していただくという大前提で、今回の売却と土地の賃貸借契約を結びますので、基本的には保育園を継続していただくということを前提に対応をしていくということです。

小林委員 建物の修理、修繕については、全部法人の負担ということになるのか。

小山保育幼稚園課長 今後必要となる施設の修繕等については、法人負担になります。不動産鑑定の中でも今後必要になるような費用の部分も価格からの減額の要因として鑑定の中には加味されているということがありますので、今後発生するものについては法人負担になります。

小林委員 法人の負担だということだが、国からの交付金などはないのか。

小山保育幼稚園課長 現在、保育園の運営については国が定める公定価格に基づいて運営費が支払われていますが、建物が自己所有になった場合には減価償却費加算という加算がありまして、それが法人に追加で給付されるということになりますので、その費用を活用して修繕等に対応していただくことになろうかと思えます。

小林委員 耐用年数について伺いたい。

小山保育幼稚園課長

不動産鑑定書の中では、躯体については30年ということで評価をされています。

小林委員

モニタリング調査の方法についてと、保護者への説明会が7月に2回あったということだが、どのような意見が出たのか伺いたい。

小山保育幼稚園課長

モニタリングにつきましては年4回実施をしまして、協定書、仕様書等を遵守し、その水準に沿った管理内容であるかどうかを評価をしまして、向日葵会については全てクリアをしており、評価Aという結果が出ています。説明会については、7月に2回保護者を対象に説明会を開催し、計58名の方にご参加いただいています。保育料など何か変わる可能性があるかといったご質問をいただきまして、保育料については公設民営であっても、民設民営であっても市の条例に従って決定しますので変わりませんと説明し、ご理解をいただきました。

中村委員

この場所に保育園がある必要が全くなく、市の土地ならば他に有効活用するために、保育園の移設を検討しなかったのか。これから株式会社KADOKAWAができれば、交通量もふえ、東京狭山線沿いであるため、子供たちの環境としてはよいものではない。土地自体ももともと斜面地で、造成にもお金がかかっており、例えば、川を挟んだ北側は調整区域で、まとまった土地を確保できれば、そこに移動しても得な部分が

あったと思うが、検討はしていないのか。

小山保育幼稚園課長

今回の検討につきましては、東所沢保育園が地域に根ざした保育の実績があるので、あの場所で継続していただくということを中心に検討を進めてまいりました。

【質疑終結】

【意見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第134号所沢市立東所沢保育園園舎の処分について賛成の立場から意見を申し上げます。日本共産党は、従来より公立保育園の民営化については反対の立場をとっております。それは東京都でも言われますように、公立から民営をされて、全保育者が辞めるという事態を見ても非常に危険なことだと思っております。しかし、今回の東所沢保育園については今から14年前、松井柳瀬地区の若い住民からの保育要望の強い声に応えて、当時国が公設民営を進めていた経過もありました。そこで当市は、市が設立をして、運営が民間という公設民営の保育園を試みました。その結果、東所沢保育園は地域に開かれた独自事業によって実践保育が住民の深い信頼を得て今日に至ってきたということも伺っております。平成18年度の指定管理者制度によって3年から5年ごとに選定を受ける制度のもとで、不安定な経営と子供たちにも先生がいつかわるのかという不安があったとも伺いま

した。しかし、今回の売却先は今までと同じ社会福祉法人向日葵会であり、継続性、安定的な保育を受けられるというメリットを最大限尊重し、賛成といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第132号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第134号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第128号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」

（当委員会所管部分：こども未来部）

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

養育支援についてだが、今まで支援を受けていた世帯は継続をすることによいか。

市來こども支
援課長

昨年度から引き続き継続して支援を受けている世帯もありますが、新たに支援を受ける世帯もあります。

平井委員

今後、増加することも考えて、次年度については、予算取りを変えていくことも検討しているのか。

市來こども支
援課長

各年度において世帯数や訪問回数もばらつきがありますので、今年度は世帯数と訪問回数等がふえていますが、来年度については今年度の当初予算と同じ見込みをしています。

小林委員

育児負担の軽減と養育力の向上を図ると、ひいては児童虐待の予防につながるかとあるが、この訪問によって虐待を発見したといった効果はあったのか。

市來こども支
援課長

こちらの養育支援訪問事業については、要保護児童対策地域協議会の中で要支援が必要と判断された方について支援を行っています。保護者に何らかの精神疾患がある方や、これまでも子供を可愛いと思えなくてうまく子育てができないような方については、もともと要保護児童対策地域協議会の中で支援が必要と判断がされた方ですので、事業を行うことで虐待の防止につながっていくものと考えており、効果があるものと思っています。

福原委員

要保護児童対策地域協議会の話が出たが、協議会で把握されている方はいくつかケースがあると思うが、把握されないケースについて市で認識はあるか。

市來こども支
援課長

養育支援訪問事業については、母子手帳の交付時や母子保健事業のこんにちは赤ちゃん訪問等で支援が必要となる世帯を把握し、支援を行っています。また、飛び込みで病院等で出産された場合も連絡があり、支援が必要な世帯としての情報も入って来ますので、漏れがないように支援を行っているものです。

平井委員

自立支援教育訓練給付金についてだが、周知の方法については、ヒアリングでハローワークや広報で行っていると聞いた。知人で生活保護を受けている方が助成を受け、すごく助かったとの話を聞いたが、生活保

護であったからそこから情報が入ったらしいのだが、生活保護を受けていない方も助成を受けられる制度であるので、もう少しきめ細やかな周知の方法は検討していないのか。

市來こども支援課長

こども支援課ではひとり親家庭の相談を母子父子自立支援員が受けています。就労したいが資格が何もなく、どうしたらいいのかといった相談があり、資格を取りたいといった話になった場合には、相談の中で周知しているところです。

平井委員

申請者数が当初7人で、見込みが18人となっており、制度を知ることができれば利用したい人がたくさんいると思うが、現在、18人の見込みはどのように把握しているのか。

市來こども支援課長

これまで、当初は7人でしたが、すでに9人から相談があり、当初予算の中で申請を受けていますが、制度を知っている数人の方から給付金を受けたいという事前相談があり、それを見込んで18人としたものです。

赤川委員

一番取得希望の多い資格がわかれば伺いたい。また、申請をしたが認められないケースはあるのか。

市來こども支
援課長

これまでの講座をみると、主に多いのが介護職員初任者研修・実務者研修となり介護職の講座が多くみられます。また、申請が認められないケースについては、事前に母子父子自立支援員が丁寧に相談を受けていますが、現在資格を持っていてその資格を生かして仕事ができるのであればその助言をすることや受講後にその資格を生かしてどのような仕事をしていくのか確認していく中で、適当でない状況がわかった場合には、再検討をするよう勧めることがあります。就労プログラムがありますので、そのプログラムを組んで就職につながるような支援は、講座の受講にかかわらず、行っているところです。

大館委員

来年度以降も今年度の当初予算の金額となっているが、過去3年間の実績について伺いたい。

市來こども支
援課長

過去3年間の実績については、平成28年度が1人、平成29年度が3人、今年度は申請がふえているところですが、ふえた理由としては、これまでは雇用保険未加入のひとり親の方に対して6割を支給していましたが、平成29年4月からは、雇用保険加入のひとり親の方に対して4割を支給するといった制度の拡大がありまして、今年度申請件数がふえたものと思われます。

小林委員

プログラムを作成することだが、職業の種類についてはどの分野

でもよいのか。メニューなどあるのか。

市來こども支
援課長

母子父子自立支援員が母子父子自立支援プログラムを作成していますが、これにつきましては、給付金の対象となる講座にかかわらず、どんな就職に対してもプログラムをつくって、ハローワークと連携し、就労までの支援を行うものです。

【質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時43分）

（説明員交代）

再 開（午前9時46分）

○議案第131号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

福原委員

昨日の本会議で国保の税の関係は地方税には当たらないというような
質疑があったが、改めて確認したい。

青木健康推進
部長

昨日、31番議員の議案質疑の中で、国民健康保険税は住民の直接請
求権の対象から除外される地方税に該当しないのではないかという質疑
をいただきました。それに対しまして、行政実例を確認したところ、国
民健康保険税ではなく国民健康保険料につきましては地方税とは言え
ず、直接請求権の対象となるということでした。したがって、行政
実例に照らせば、本市の国民健康保険税は地方税に該当するものと考え
ており、条例改廃の請求権には該当しないものと考えています。

平井委員

議案資料ナンバー1の41ページ、今回の限度額引き上げで影響を受
ける所得階層別世帯について85%以上の影響を受ける世帯は、年間の
所得金額が700万円を超える世帯に影響があるということだったが、
その理解でよいか。また、今度の限度額の引き上げは、平成30年から
35年の6年間で、一般会計の法定外繰入金9億4,500万円を解消
しなさいとする県の奨励によって行うということか。もう1点として、

来年度、59市町村の国保税が増えるという県の試算結果が出ており、所沢市の納付額は3億円下がると思うが、所沢市の来年の納付額と保険税がどのくらいに試算されているのか。

森田国民健康
保険課長

1点目の質問で、今回の改正で影響を受ける世帯が85%を超える所得層については、700万円を超える世帯です。県の運営方針に伴い赤字解消計画を作成しましたが、この中には今回の限度額引き上げのことは入っています。もう1点ですが、県の秋の試算では、本市の納付金は、今年度と比較し約3億円減っています。また、本市の税収ですが、今年度の予算額と比較しますと約1億円減るとみています。これは被保険者数の減が大きく影響しているものと考えています。

平井委員

県から提出を求められている赤字解消計画は、市町村の一般会計からの繰り入れをなくすことが方針で、そのために所沢市は2回も値上げをすることで解消していくが、6年間で解消できなくても県はペナルティは課さないと言っていると思うが、それはそのとおりなのか。

森田国民健康
保険課長

県は、平成35年度までに赤字を解消してほしいとの方針ですが、仮に解消できなくても、ペナルティを課さず、理由を付記した延長の計画を提出させるものと思います。

平井委員	35年までに解消できない場合は、延長の計画を作成するという か。
森田国民健康 保険課長	もし赤字がゼロにならなかった場合は、理由を付記して計画の延長も 認めるという解釈です。
平井委員	値上げにより加入者に負担がかかるが、いろいろな努力によって値上 げをしないで済むという方法は考えなかったのか。
森田国民健康 保険課長	赤字を解消していかなければならない中で、医療費の適正化による歳 出の削減、収納率の向上による歳入の確保などを優先してやっていかな ければならないと感じています。また、保険者努力支援制度の交付金の 獲得を目指すということは念頭に置いているところです。
小林委員	国保加入者は年々減っているが、減っている中で、払えない人も増え ているけれども、700万円以上の高額所得世帯の方の負担がふえる という方式は変わっていかないと思うが、市としてはどのように考えてい るのか。
青木健康推進 部長	国保の構造的な問題である、低所得者の方が多い、高齢者が多いとい う状況については、なかなか変えることは難しいと思っています。そう

したことから、やみくもに値上げをするということは避けなければなら
ないと思っています。しかし、今回お願いしています賦課限度額の引き
上げについては、賦課限度額を抑え続けてしまうと、必要な税を確保す
るときに、所得の高い方からの税収が頭打ちになり、その分、軽減を受
けられない中間層の方にご負担いただくといった状況が出てきてしま
います。そうしたことから賦課限度額の議案をお願いしたものです。

平井委員

あまりにも国庫負担がずっと減っており、全国知事会では、1兆円程
度の国費を入れれば、3万円下げることができるとしている。国に地方
自治体も頑張って意見を言わなければ、地方自治体が大変になるばかり
だと思うが、それに関してどう考えているか。

青木健康推進
部長

今回、来年の納付金が約3億円減ったのは、やはり国が3,400億
円の公費を投入していくという影響があらわれてきたものというふう
にも捉えていることから、3,400億円の公費は今後もぜひ継続して入
れていただきたいと、機会を捉えて市としては要望してまいりたいと思
いますし、全国市長会におきましてもそういった要望を毎年継続してい
ると伺っています。

中村委員

先ほどの直接請求の関係だが、行政実例は、保険料が直接請求の対象
となるとは言っているが、保険税が対象にはならないとは言っていない

がどうか。

青木健康推進
部長

地方税に当たらない保険料は、請求権の除外には拡大解釈になってしまうので、そこは請求権の中には入れるべきであろうというものです。

中村委員

行政実例は、国民健康保険税は直接請求権の対象にならないとは言っていないが、どうか。

青木健康推進
部長

ならないという表現はしていませんが、もともとは地方税の中に国民健康保険税が含まれるという解釈です。

中村委員

そもそも国民健康保険税から国民保険料に移行していこうという考え方はかつてなかったのか。主体的な自治体の判断に任せるといった、全国的な検討会の中で保険料に移行していこうという話はなかったか。

森田国民健康
保険課長

税から料への変更という議論があったかどうかというのは、資料がないのでわかりませんが、全国でみますと保険税で徴収している市町村は約1,500団体で、保険料で徴収しているのは、2百数十団体ですので、保険税で徴収している市町村はかなり多いと思います。

中村委員

保険料のことは直接請求の対象になりますという行政実例が

あるということはよくわかっているが、保険税だから直接請求の対象にはならないとは言っていないし、そもそもその部分というのは、かなり裁量や考え方の違いというのものもある。そういうことまで考えて、パブリックコメントの対象としても悪いことではないと思うが、国や他の自治体がそもそもパブリックコメントの対象としている中で、本市としてはこのままで、値上げの議案とせざるを得ないというのはよくわかるが、パブリックコメントにかけないで決めていくという姿勢は、今後さらに財政が厳しくなっていく中で、改める必要があるんじゃないかという話であると思うが、今後の考え方はいかがか。

青木健康推進
部長

戸田市、和光市では国民健康保険税の改正でもパブリックコメントを行っているということで、直接話を聞いたところ、今回の広域化に当たって、戸田市は保険税を大きく上げたということがあって、今まではパブリックコメントを行っていなかったが、大きな改正のためにパブリックコメントを行ったということでした。ただし、本年9月に賦課限度額を上げたときには、パブリックコメントを行わなかったということで、状況に応じて自治体の判断で行っていると考えています。また、パブリックコメントも行わなくてもいいということではなくて、行わないことができるという条例の規定ですので、その都度の状況をしっかり判断し、まずは研究していきたいと考えています。

中村委員 まさにその答弁を聞きたかったのだが、値下げのときにパブリックコメントしなくてもいいが、値上げするときは慎重に考えていただきたいと思うが、いかがか。

青木健康推進
部長 そのように考えています。今回、被保険者数もどんどん減っていきまして、非常に厳しい状況は今後も続くと思っていますので、重々考えて行っていききたいと思っています。

赤川委員 国保の構造部分の中で、毎年1,000人単位の加入者が減っていると議案質疑で出ていたが、減っている方の所得層、年齢層を伺いたい。

森田国民健康
保険課長 所得層については資料がありませんが、減っている年齢層については、この5年間でみますと1番減っているのが、60歳から64歳までの方が減っています。これは、定年延長が影響しているのではないかと考えています。

赤川委員 収入がある程度のある人が減ってきているという傾向があると思うがいかがか。

森田国民健康
保険課長 年齢と所得については分析していません。今回、減った要因の一つが短時間労働者の社会保険適用拡大であり、かなり大きく影響している

思います。短時間労働者と言いますと、パートや非正規雇用者ですので、それほど所得は高くないのではないかと考えています。

赤川委員

今回、限度額を上げるということで、低所得者の負担軽減はもっともなことだが、高所得者にシフトしていくとそういう所得層が国保から逃げていくようなことは将来的に考えられないか。

森田国民健康
保険課長

高所得者が国保から抜けるということかと思いますが、予想することは難しいものと考えています。

赤川委員

国民健康保険運営協議会の委員のうち6名が被保険者ということだが、委員の選出基準を伺いたい。

森田国民健康
保険課長

国民健康保険運営協議会の構成員ですが、国民健康保険法施行令で、国民健康保険運営協議会の委員については、被保険者を代表する委員、保険医又は薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員から選出しなければならないとしており、かつ、その人数は、同数でなければならないということにしています。この施行令に則って本市でも委員を選出しています。また、被用者保険を代表する委員の方につきましては、市町村の運営協議会については広域化になりまして、任意となっていますが、必ず先ほど申し上げた3区分の委員の人数を上回らないという規定にな

っていますので、これに準じては選任しています。

赤川委員

国保加入者を6人としている根拠はあるのか。

森田国民健康

ただいま説明をしました同数にするというところで、被保険者の代表、

保険課長

保険医又は薬剤師の代表、広域の代表の方々と18名としていますので、
同数ですと6名になるということです。

赤川委員

最初から6名なのか。

森田国民健康

おっしゃるとおりです。

保険課長

赤川委員

国保加入者の意見を反映していくという意味において、規定の見直し
や、増員について検討したのか。

森田国民健康

市町村で検討できることではないので、国で検討しているかというこ

保険課長

とですが、国で検討しているといった話は聞いていません。

赤川委員

他の自治体においても同様の人数なのか。

森田国民健康 保険課長	本市は6名ですが、同数であればよいということなので、3区分の委員がそれぞれ7名ずつということもあり得ますので、21名中7名ということもあり得ます。各市町村で人数の違いはあります。
赤川委員	7名にすることはできるか。
森田国民健康 保険課長	国保加入者を7名にすることも可能だと思いますが、その場合は保険医又は薬剤師を代表する方、公益を代表する方も1名ずつ増やして7名にしなければならないということになります。
赤川委員	全体の構成員の人数に制限はあるのか。
青木健康推進 部長	自治体の規模、被保険者の人数などでバランスをとっているものと認識しています。現在の人数においては、特段少ないというような状況ではないと考えています。
赤川委員	国民健康保険運営協議会の会議録を見ると、あまり意見が出ていないように見受けられるが、委員に対して国保のシステムや知識向上に向けた研修等を行っているのか。
森田国民健康	今回広域化になり国保制度が大きく変わりましたことから、運営協議

保険課長

会終了後に任意参加で勉強会を開催しています。

小林委員

委員には運営協議会の事前に資料等は配付しているのか。

森田国民健康

事前に資料等は委員に送付しています。

保険課長

小林委員

今回の引き上げの関係では、会議の中で何回くらい議論され、その中で出てきた意見等があれば伺いたい。

森田国民健康

保険課長

今回の賦課限度額引き上げに関する審議は2回行っています。その中で出た意見ですが、賦課限度額を法定まで引き上げることについて、「他の市町村では専決処分で行っているところがあるが、所沢市はなぜそうしないのか」、「今後、国の法定限度額はいくらまで上がるんだ」といった意見がありました。「賦課限度額を上げる以前に収納率の向上、ジェネリック医薬品の利用促進等の医療費の適正化に力を入れるべきでないか」という意見もありました。

小林委員

委員からの意見と一般の国民健康保険加入者との声とに乖離があると感じる。高すぎると言われているわけだが、国保の都道府県化が今年度から始まったが、財政的な問題があるので、それを何とかしなければな

らないというのがあったと思う。そのときには公費拡充による財政基盤強化が言われていた。先ほど、部長は毎年約3,400億円の財政支援のことを言われたが、社会保障での市民の負担をどう軽減するかというところでは、来年消費税が10%になり、それは社会保障のために使うとのことなので、社会保障で国保の負担も軽くなるのだろうと国民は期待するわけです。この間の国保負担の割合がどのように変わってきているのか伺いたい。

森田国民健康
保険課長

国保制度については公費で運営資金の半分以上を賄うということになっていますので、国の負担金が減った部分を国及び県の調整交付金で賄う形で、半分は公費で賄うような形になっている状況です。

小林委員

被用者保険と比べたら、国保の負担というのが大きくなっている。被用者保険の場合は、雇用主との折半となるが、被用者保険との比較を考えてみても、一般会計からの繰り入れを考えていかなければならないと思うが、計画からはなくしていくということになっている。その辺はどのように考えているか。

森田国民健康
保険課長

国の考え方としては、それまで市町村においては3千数百億円の赤字繰り入れが全国でありましたので3,400億円の公費を入れれば、それがなくなるはずだという考えを示しているところです。赤字繰り入れ

が多かった市町村は計画を立ててやっていかなければならないということです。本市については、かなり赤字繰り入れが多かったため、この考え方にに基づき徐々に赤字は解消していくべきと考えています。

中村委員

国民健康保険運営協議会のメンバーに関して、被保険者の代表の方でも今は国民健康保険の被保険者だが、ずっと国民健康保険ではなかった方もいるが、その辺のことは考慮されるのか。国民健康保険被保険者であった期間は考慮されているのか。

森田国民健康
保険課長

被保険者の代表については各団体に推薦をお願いして、国民健康保険に加入した期間という条件は付していません。

中村委員

少し考慮の余地があると思うが、いかがか。

森田国民健康
保険課長

期間の判定をすることは、難しいものと思います。

中村委員

こちらで判定するというのは恐れ多いものであるので、選出に当たっては考慮いただきたいということぐらいは言えるのではないか。

森田国民健康

推薦の際にそのような条件を付けることは難しいとは思いますが、例

保険課長	例えばJ A推薦の方は農家の方ですので、恐らく、ずっと国民健康保険の方だと思いますので、そういう方も含まれているということでご理解いただきたいと思います。
中村委員	市役所に勤務していた方がいるがどうなのか。
森田国民健康 保険課長	個人情報ですので、お答えできかねます。
中村委員	選任依頼をしなければならないという立場ではあるが、考慮するといった工夫はできないのか。
青木健康推進 部長	団体に推薦をいただくときに、国民健康保険被保険者の代表だということ伝えて、こういったことを御協議いただくということをしっかり伝えたくて御推薦いただくといったことは工夫してまいりたいと思います。
赤川委員	所沢市は国民健康保険運営協議会のメンバーを選出するに当たり、団体推薦の方式をずっととってきたが、他の市も同じ方法なのか。
森田国民健康	本市と同様に団体推薦のところもありますし、一般公募を行っている

保険課長

市町村もあると聞いています。

赤川委員

今、中村委員が指摘したいろいろな問題も出てくるので、基本的に審議会の委員は公募するということが原則になっている。今後は公募を検討してもよいのではないか。いろいろな年齢層や所得層も委員になる可能性があると思うが、検討したことがあるか伺いたい。

森田国民健康
保険課長

一般被保険者の公募については、これまでも議会でも質疑をいただいているところですが、被保険者の選定については国民健康保険の協議事項の中で、今回の税率改正をはじめ、データヘルス計画の作成など保健事業の審議もお願いしており、さまざまな国民健康保険の運営に重要な事項を審議することになっていますので、やはり公募というよりは、例えば医療機関の代表の方だとか、農家関係の代表の方、商店会の方など、そういう団体から推薦していただいてさまざまな観点から協議していただくのが、よい方法だと考えていますので、今のところは公募をする予定はありません。

赤川委員

重要なことには一般の公募市民はかかわれなくて、団体の役員など団体に所属している人が重要なことを決められるということか。それは、一般市民に対して失礼な話ではないか。

森田国民健康
保険課長

被保険者の代表の方は、一般市民の被保険者を代表している方と認識
していますので、その代表の方が選出団体の方や一般の方の意見も聞いて
発言していただけていると感じているところです。

赤川委員

その団体に加入している人達というのが、市民の数からすると本当に
市民を代表しているのか。毎回同じ団体が交代してやっているが、他に
も団体はある。代表している数がどれだけなのか。全部調べて最初に決
めたのか。

森田国民健康
保険課長

最初にどこの団体から推薦をいただくというところの選定方法につい
ては、資料がありませんのでわかりません。今後、推薦団体については、
いろいろな団体がありますので、変更するなど検討していきたいと考え
ています。

赤川委員

重要なことだから組織の代表の人がやるべきだということを考える
と、一般市民も同じだと思う。一般市民が重要なことにかかわれないと
一般市民が聞いたら怒ると思う。平等であるべきだと思う。そういう意
味では、加入者から純粹に公募することによって、被保険者の本当の意
見を反映できるのではないかと思う。そういった意味で公募をもっと検
討するべきだと思うがいかがか。

青木健康推進
部長

先ほどのパブリックコメントの話もそうだと思いますし、ますます厳しくなっています国保の財政状況の中で、運営協議会の委員は重要な役割を担っていただくメンバーであると考えています。今の被保険者の推薦団体が絶対だとは思っていませんので、今申し上げた団体の依頼先も含めて、少し検討させていただければと思っています。

赤川委員

公募ももう少し検討した方がよい。例えば、運営協議会のメンバーの方にその辺の議論を投げかけるなどしてはどうか。

青木健康推進
部長

運営協議会の委員の皆さんの意見を聞くことも大事なことで、そういったことはやっていきたいと考えています。

【質疑終結】

休 憩 （午前10時25分）

（協議会を開催）

再 開 （午前10時32分）

【意 見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第131号について、反対の立場から意見を申し上げます。議案第131号所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、広域化に向けて県の運営になるということで、一般会計からの繰り入れ9億4,000万円を解消する

ための改定計画でありますけれども、まず、国民健康保険運営協議会にかける前に、当市の市民参加を進めるための条例の趣旨を踏まえたなら、市民の意見を聞く場を持つべきでした。さらに、国民健康保険運営協議会のメンバーのあり方も指摘されたように、被保険者が6人であり、その立場からの発言があまりなく、十分な審議をしたとは思えません。来年度の県からの交付金は3億円ほど下がることも審議の中からわかり、値上げする必要はないと思いました。全国知事会が県民の国保税の負担が重いことを踏まえて、国費1兆円の投入で他の協会けんぽと同様な値下げの意見を上げておりますけれども、このこともあって、本市としても、市長会の3,400億円にこだわらず、同様の意見を上げることを求めまして、今回の値上げについては認められないと反対いたします。

福原委員

所沢市議会公明党を代表して議案第131号について賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。さまざま議論させていただいた中で、今回の国民健康保険税の限度額の引き上げについては、運営協議会の方での審査も十分にさせていただいているという認識のもとで、収納率の向上そしてジェネリック医薬品の使用率を上げる、さらには特定健診受診率を向上させる対策を講ずることを条件にと協議会の方からの意見もありますので、これに従って今回は値上げをやむなしということで考えておりますので、その意味で賛成させていただきます。

【意見終結】

【採 決】

議案第131号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第129号「平成30年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第129号については、全会一致、原案のとおり、可決すべきものと決する。

○議案第130号「平成30年度所沢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

歳出予算説明書5ページの高齢者医療制度円滑運営事業費補助金については、どういったものか確認させていただきたい。

深谷国民健康

高齢者医療制度円滑運営事業費補助金については、平成31年度以降

保険課主幹

適用される保険料軽減特例見直しに係るシステム改修費について、国から補助金が交付決定されたものです。

平井委員

国から、どういう割合で来る金額か。

深谷国民健康

補助金については、改修費に係る10分の10、全額が交付されるも

保険課主幹

のです。

【質疑終結】

【意 見】なし

【採 決】

議案第130号については、全会一致、原案のとおり、可決すべきものと決する。

休 憩 (午前 10 時 40 分)

再 開 (午前 10 時 42 分)

○議案第128号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」

（当委員会所管部分：健康推進部）

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意見・採決保留】

休 憩 （午前10時45分）

（説明員交代）

再 開 （午前10時47分）

○議案第128号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」

当委員会所管部分

【意見】なし

【採決】

議案第128号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 （午前10時50分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成30年第4回（12月）定例会

健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉について
- 2 障害者福祉について
- 3 高齢者福祉について
- 4 社会保障について
（低所得者支援・介護保険・国民健康保険・高齢者医療）
- 5 子ども支援について
- 6 青少年育成について
- 7 保健・医療について